

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

対象期間 2022.7.1～2023.6.30

事業所の名称 前橋運輸株式会社

事業所の所在地 群馬県前橋市力丸町468番地

1.派遣労働者の数(1日平均) 3(人)

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 1(件)

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 32,494(円)

派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 19,378(円)

マージン率 40.4(%)

マージン率(%) = (労働者派遣に関する料金の額の平均額[1日8時間あたりの額] - 派遣労働者の賃金の額の平均額[1日8時間あたりの額]) ÷ 労働者派遣に関する料金の額の平均額[1日8時間あたりの額] × 100

※マージン率には、スタッフの社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

その他、キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先は下記へお願いします。

前橋運輸株式会社 本社 TEL 027-265-2331 業務部 小久保 又は 管理部 砂長